

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|--|----|
| <p>中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00048 沿革 (略)</p> <p><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p> | <p>中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00048 沿革 (略)</p> | |
| <p>(定義)</p> <p>第1条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）及び中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005。以下「約款」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 「信用事由」とは、約款第2条第10号<u>から第12号まで</u>に掲げる事由をいう。</p> <p>四～十二 (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第1条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）及び中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005。以下「約款」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 「信用事由」とは、約款第2条第10号<u>又は第11号</u>に掲げる事由をいう。</p> <p>四～十二 (略)</p> | |
| <p>(てん補事由)</p> <p>第4条 被保険者が輸出貨物の代金を決済期限までに回収できないことによる損失が、輸出契約の相手方が締結する輸出契約以外の契約上の他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定<u>若しくはこれに準ずる事由</u>によって発生した場合においては、当該他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定<u>若しくはこれに準ずる事由</u>の原因を問わず、当該損失の発生は信用事由によるものとする。</p> | <p>(てん補事由)</p> <p>第4条 被保険者が輸出貨物の代金を決済期限までに回収できないことによる損失が、輸出契約の相手方が締結する輸出契約以外の契約上の他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定によって発生した場合においては、当該他の当事者の債務不履行又は破産手続開始の決定の原因を問わず、当該損失の発生は信用事由によるものとする。</p> | |
| <p>(確認証の訂正等)</p> | <p>(確認証の訂正等)</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>第12条 第10条第1項の規定により申請者に回答した確認証について、第9条第1項若しくは第11条の規定による申請時の誤記等による記載内容の訂正又は変更（以下「訂正等」という。）の取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 確認証に記載された支払人の名称に訂正等があったときは、当該保険契約の申込日までに、海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074。以下「海外商社名簿について」という。）に基づき訂正等を行うことにより、確認証中の支払人の名称も訂正等がなされたものとみなす。</p> <p>二～三 （略）</p> | <p>第12条 第10条第1項の規定により申請者に回答した確認証について、第9条第1項若しくは第11条の規定による申請時の誤記等による記載内容の訂正又は変更（以下「訂正等」という。）の取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 確認証に記載された支払人の名称に訂正又は変更があったときは、当該保険契約の申込日までに、海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074。以下「海外商社名簿について」という。）に基づき訂正等を行うことにより、確認証中の支払人の名称も訂正等がなされたものとみなす。</p> <p>二～三 （略）</p> | |
| <p>（対象輸出契約）</p> <p>第16条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項第7号ロに該当する輸出契約（前項に規定する輸出契約を除く。）について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。</p> <p>「株式会社日本貿易保険は、海外商社名簿について第1条に基づき作成された海外商社名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）取得前及び事故発生日において当該ILCが無効であった場合の中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度</p> | <p>（対象輸出契約）</p> <p>第16条 約款の引受対象となる輸出契約は、次の各号をすべて満たすものとする。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1項第7号ロに該当する輸出契約（前項に規定する輸出契約を除く。）について保険契約を締結する場合には、次の特約を付す。</p> <p>「株式会社日本貿易保険は、海外商社名簿について第1条に基づき作成された海外商社名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）取得前及び事故発生日において当該ILCが無効であった場合の中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度</p> | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>- 00005) 第2条第10号から第12号までに掲げる事由による損失については、てん補する責めに任じない。」 4～6 (略)</p> | <p>- 00005) 第2条第10号又は第11号に掲げる事由による損失については、てん補する責めに任じない。」 4～6 (略)</p> | |
| <p>(事故発生日及び事故確定日) 第21条 約款における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。 一 約款第2条第1号から第11号までのいずれかに該当する事由による場合は、輸出契約で定める決済期限を事故発生日及び事故確定日とする。 二 約款第2条第12号に該当する事由による場合は、輸出契約で定める決済期限を事故発生日とし、当該決済期限から3月を経過した日を事故確定日とする。 2 (略)</p> | <p>(事故発生日及び事故確定日) 第21条 約款における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。 一 約款第2条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由による場合は、輸出契約で定める決済期限を事故発生日及び事故確定日とする。 二 約款第2条第11号に該当する事由による場合は、輸出契約で定める決済期限を事故発生日とし、当該決済期限から3月を経過した日を事故確定日とする。 2 (略)</p> | |
| <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p> | | |